



会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 会 長 一戸隆男

## 特定建築物における空気調和設備等の再点検について

(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.19)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から、「各都道府県、保健所設置 市、特別区」の衛生主管部局宛に添付の通知がされておりますのでご連絡いたします。

敬具

記

## 【内容】

建築物衛生法において、空気調和設備及び機械換気設備を設けている特定建築物は、基準に適合するように、空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給することが求められています。さらに、厚生労働大臣が定める技術上の基準に従い、空気調和設備等の維持管理に努めなければならないこととされています。

近年、特に二酸化炭素の含有率について、当該基準を超過する特定建築物が報告されているところであり、当該特定建築物においては、適切な換気量が確保されていないおそれがあります。新型コロナウイルス感染症対策として換気の重要性が指摘されていることを踏まえ、特定建築物の空気調和設備等の再点検を行うよう、特定建築物維持管理権原者に対して周知が図られているものです

## 【添付資料】

・特定建築物における空気調和設備等の再点検について

以上

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階 TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t\_simo@j-bma.or.jp